様式第五（第四条の三関係）

許可申請

協　　議

( 佐建第　　　　号 )

令和　 年　 月 　日

新 規

更 新

変 更

道路占用　　　　　　書

令和　　年　　月　　日

（宛先）佐渡市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〒

住　　所

氏　　名

　　　担 当 者

　　　電話番号

　　　E – mail

許可を申請

協　　　議

第32条

第35条

道路法　　　　　　の規定により　　　　　　　します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 占用の目的 |  | | | | | | |
| 占用の場所 | 路線名 | | 市道　　　　　　　　　　　　　号線 | | | | 車　道 ・ 歩　道 ・ その他 |
| 場所 |  | | | | | |
| 占用物件 | 名称 | | | 規模 | | | 数量 |
|  | | |  | | |  |
| 占用の期間 | 令和　年　月　日から  令和　年　月　日まで | | | | 占用物件の構造 |  | |
| 工事の期間 | 令和　年　月　日から  令和　年　月　日まで | | | | 工事実施の方法 |  | |
| 道路の  復旧方法 |  | | | | 添付書類 |  | |
| 備　考 | | | | | | | |

記載要領

１．「許可申請　 「第32条　　　「許可を申請

協　　議」、　第35条」及び　協　　　議」については、該当するものを○で囲むこと。

２．

新 規

更 新

変 更

　　　　　　　　　 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

３．申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。

４．申請者（申請者が法人である場合は代表者。）が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

５．「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が２以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

６．変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（　）書きすること。

７．「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

許 可

回 答

道 路 占 用　　　 書　　　　　　佐　建　第　 　　号

　　　　　　　　　　　　　　令和　 年　 月　 日

左記　　　の道路占用について

佐渡市長　渡辺　竜五

記

１．占用の面積（数量）

２．占用の期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

３．工事の期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

４．占　用　料　　額　　　　　　円（ただし　　　　年度分　　　　　　円）

　⑴　この金額は、期間中であっても変更することがある。

　⑵　占用料は、別に発行する納入通知書により、指定期限までに納入すること。

５．その他の条件

　⑴　検査完了後、２年以内に工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、占用者の負担において施行すること。

⑵　マンホール首部周辺の路面が、マンホールに起因して補修を要する状態になった場合は、占用者の負担で施行すること。

⑶　道路管理者が、道路に関する工事のため占用許可を取り消し、占用物件の移転、除去等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占用者において負担すること。

　⑷　占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じたときは、占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。

　⑸　道路占用者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。

　⑹　道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。

　⑺　占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。

　⑻　電柱、電線、地下管路及びこれらと一体となって機能する占用物件

　　　道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、５年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告すること。

　⑼　工事用板囲、足場など倒壊、落下等に対する事前対策が必要であると認められる占用物件

　　　気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じること。

　⑽　道路区域外の土地に設置された柱類に添加される突出看板等

　　　占用物件を添加している道路区域外の柱類について。道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理をすること。

申請

協議

下記条件を付して許可します。

下記のとおり回答します。

申請書添付書類

1. 占用物件の位置図（占用場所を朱書すること。）　　７．現地の状況を示す写真
2. 占用場所の平面図、横断面図及び縦断面図　　　　 ８．その他必要な書類
3. 占用物件の構造図、設計書及び仕様書　　　　　　 注）更新の場合にあっては１のみ、変更の場合に
4. 道路の掘削断面図、復旧断面図及び面積計算書　　　 あっては１、変更の理由書及び２から８までで
5. 他の官公署の許認可書又は確認書の写し　　　　　　 変更事項に関するもののみとすることができる。
6. 隣接の土地の所有者等理解関係人の同意書

留意事項（更新の場合は７から14までを適用）

１　工事に着手しようとするときは、３日前（道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は14日前）までに、着手届に道路交通法第77条の規定による許可書の写しを添えて提出し、工事を施行するための指示を受けること。

２　工事に伴う危険防止のため、佐渡市道路占用規則（以下「規則」という。）に基づき保安上必要な措置を講ずること。

３　工事は、道路法及び規則に定める方法で施行すること。

４　工事の施行により他に損害を与えた場合は、占用者の責任と負担において処理すること。

５　工事実施の方法、道路の復旧方法及び工事の期間等を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可申請書に関係書類を添えて提出し、許可を受けること。

６　工事が完了した場合は、直ちに工事着手前、工事中及び工事完了後の写真を添えて完了届を提出し、検査を受けること。

７　修繕工事等により占用物件を変更しようとする場合（重量の著しい増加を伴う場合を除く。）は、あらかじめ変更届を提出すること。

８　占用物件（地下占用物件を除く。）の設置場所又は見やすい箇所に道路占用許可済証を貼付すること。

９　住所又は氏名を変更したときは、速やかに住所氏名変更届を提出すること。

10　占用者は、その権利を他人に譲渡しようとするときは、譲渡を受けようとする者と連名で譲渡承認申請書に譲渡の理由を証明する書類を添えて提出し、承認を受けること。

11　申請者の一般承継人は、その承継後速やかに承継届に承継の原因を証明する書類を添えて提出すること。

12　占用期間の満了後引き続き占用するときは、当該期間満了の日の１カ月前までに道路占用許可申請書に位置図を添えて提出すること。

13　占用物件は、道路管理上及び交通上支障を生じないよう、常に良好な状態で維持管理すること。

14　占用を廃止した場合（占用期間満了で期間の更新を行わない場合も含む。）又は占用工事を取りやめた場合は、速やかに廃止・取りやめ届を提出し、必要な指示を受け道路を現状に回復する等の処置を講ずること。

付　記

１　審査請求について

　　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、佐渡市長に対して審査請求をすることができます。

　 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

　 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

２　処分の取消しの訴えについて

　⑴　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、佐渡市を被告として（訴訟において佐渡市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　⑵　また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

　⑶　ただし、上記⑴（審査請求をした場合には⑵）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　　なお、正当な理由があるときは、上記⑴（審査請求をした場合には⑵）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。